

昭和二十九年労働省令第十三号

年少者労働基準規則
女子年少者労働基準規則（昭和二十二年労働省令第八号）の全部を次のように改正する。

（児童の使用許可申請）

使用者は、労働基準法（昭和二十一年法律第四十九号。以下「法」という。）第五十六条第二項の規定による許可を受けようとする場合においては、使用しようとする児童の年齢を

證明する戸籍証明書、その者の修学に差し支えないことを証明する学校長の証明書及び親権者又は後見人の同意書を様式第一号の使用許可申請書に添えて、これをその事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）に提出しなければならない。

第二条 所轄労働基準監督署長は、前条の規定によつてされた使用許可の申請について許否の決定をしたときは、申請をした使用者にその旨を通知するとともに、前条に規定する添付書類を返還し、許可しないときは、当該申請にかかる児童にその旨を通知しなければならない。

2 所轄労働基準監督署長は、前項の許否の決定をしようとする場合においては、当該申請にかかる児童の居住地を管轄する労働基準監督署長（未成年者の労働契約の解除）

第三条 法第五十八条第二項の規定による労働契約の解除は、様式第二号の労働契約解除書により、所轄労働基準監督署長が行う。

第四条 削除
(交替制による深夜業の許可申請)

第五条 法第六十一条第三項の規定による許可是、様式第三号の交替制による深夜業時間延長許可申請書により、所轄労働基準監督署長から受けなければならない。

第六条 削除
(重量物を取り扱う業務)

第七条 法第六十二条第一項の厚生労働省令で定める重量物を取り扱う業務は、次の表の上欄に掲げる年齢及び性の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる重量以上の重量物を取り扱う業務とする。

年齢及び性

重量（単位キログラム）

断続作業の場合

場合

満十六歳未満	
歳未満	女十二
男三十	女二十五
二十五	八

十四 直径が二十五センチメートル以上の丸の盤（横切用丸のこ盤及び自動送り装置を有する丸のこ盤その他反ばつにより労働者が危害を受けるおそれのないものを除く。）又はこの車の直径が七十五センチメートル以上の

帶のこ盤に木材を送給する業務

十五 動力により駆動されるプレス機械の金型又はシャーの刃部の調整又は掃除の業務

十六 操車場の構内における軌道車両の入換

十七 軌道内であつて、ずい道内の場所、見通し距離が四百メートル以内の場所又は車両の通行が頻繁な場所において単独で行う業務

十八 蒸気又は圧縮空気により駆動されるプレス機械又は鍛造機械を用いて行う金属加工の業務

十九 動力により駆動されるプレス機械、シャーボイラー（ボイラーハウジング）を除く。）をいう。次号において同じ。の取扱いの業務

二十 削除

二十一 手押しかんな盤又は單軸面取り盤の取扱いの業務

二十二 岩石又は鉱物の破碎機又は粉碎機に材料を送給する業務

二十三 土砂が崩壊するおそれのある場所又は深さが五メートル以上の地穴における業務

二十四 高さが五メートル以上の場所で、墜落により労働者が危害を受けるおそれのあるところにおける業務

二十五 足場の組立、解体又は変更の業務（地上又は床上における補助作業の業務を除く。）

二十六 胸高直径が三十五センチメートル以上の立木の伐採の業務

二十七 機械雑具装置、運材索道等を用いて行う木材の搬出の業務

二十八 火薬、爆薬又は火工品を製造し、又は取り扱う業務で、爆発のおそれのあるものの動力伝導装置の掃除、給油、検査、修理又はベルトの掛換えの業務

二十九 危険物（労働安全衛生法施行令別表第一の業務（二人以上の者によつて行う玉掛けの業務）、ベルトの掛換えの業務を除く。）

三十 削除

三十一 圧縮ガス又は液化ガスを製造し、又は

用いる業務

三十二 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、シアノ化水素、水酸化ナトリウム

（帰郷旅費支給除外認定の申請）

第十四条

（児童の就業禁止の業務の範囲）

第九条

所轄労働基準監督署長は、前条各号に掲げる業務のほか、次の各号に掲げる業務については、法第五十六条第二項の規定による許可をしてはならない。

一 公衆の娛樂を目的として曲馬又は軽業を行う業務

二 戸々について、又は道路その他これに準ずる場所において、歌謡、遊芸その他の演技を行う業務

三 旅館、料理店、飲食店又は娯楽場における業務

四 エレベーターの運転の業務

五 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が別に定める業務

（帰郷旅費支給除外認定の申請）

第十条

法第六十四条ただし書の規定による認定は、様式第四号の帰郷旅費支給除外認定申請書

様式第一号（第一条関係）

様式第二号（第三条関係）

様式第三号（第五条関係）

附 則 (平成一四年二月二二日厚生労働省令第一四号)抄
 1 この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年三月一日)から施行する。

附 則 (平成一七年三月一五日厚生労働省令第二九号)
 (施行期日)
 1 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年五月一三日厚生労働省令第一一二二号)
 (施行期日)
 1 この省令は、刑事施設及び受刑者の待遇等に関する法律の施行の日(平成十八年五月二十四日)から施行する。

附 則 (平成一八年一二月二二日厚生労働省令第一九三号)抄
 (施行期日)
 1 この省令は、精神病院の用語の整理等のための関係法律の一一部を改正する法律の施行の日(平成十八年十二月二十三日)から施行する。

附 則 (平成一九年六月一日厚生労働省令第八六号)
 1 この省令は、平成十九年六月一日から施行する。

附 則 (平成二八年二月二十五日厚生労働省令第二五号)抄
 (施行期日)
 1 この省令は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則 (令和二年一二月二二日厚生労働省令第二〇三号)
 (施行期日)
 1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令(次項において「旧省令」という。)の規定によりされている許可若しくは認定の申請、届出又は報告は、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定による許可若しくは認定の申請、届出又は報告とみなす。
 3 この省令の施行の際現にある旧省令に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

様式第1号(第1条関係)

使用許可申請書

事業の種類	事業の名称	事業の所在地	
事業の代表者氏名	性別	生年月日	住所
		年月日	
児童の就業業務内容		労働時間	
		()	
年月日			

使用者 職名
氏名労働基準監督署長 殿
記載心得 労働時間の欄は修学時間を()内に記入すること。

様式第一号(第三条関係) (平成二八年三月一日改正)

労働契約解除届書			
契約の内容		事業の種類	
使用者氏名	生年月日	事業の名称	事業の所在地
年月日	年月日	年月日	年月日
労働基準監督署長 殿	年月日	年月日	年月日

◎ 労働基準監督署長 殿

交替制による深夜勤時間延長許可申請書

事業の種類	事業の名称	事業の所在地	
交替制の概要			
業務の種類	交換の種類 及び周期	各交替の始業 及び終業の時刻	各交替の員数
労働者総数	①のうち交替制業務の労働者数 ②	②のうちの満18歳未満の労働者数 男 女	
交替制を必要とする理由	年月日		

使用者 職名
氏名

労働基準監督署長 殿

様式第四号(第十条関係)	
被相続人(被扶養者)	被扶養者
被扶養者	被扶養者
被扶養者	被扶養者
被扶養者	被扶養者

被相続人
被扶養者
被扶養者
被扶養者
被扶養者

被相続人
被扶養者
被扶養者
被扶養者
被扶養者

被相続人
被扶養者
被扶養者
被扶養者
被扶養者

被相続人
被扶養者
被扶養者
被扶養者
被扶養者